

《議題2》資料1（議題説明資料）

千葉県コンプライアンス基本指針の改定について

1 改定の背景

外部の者から不当な働きかけを受けた場合の記録制度を導入したことを踏まえ、関係規定を修正する。

併せて、交通法規の遵守に係る関係規定の修正等、所要の改定を行う。

2 改定の概要

（1）働きかけ記録制度に係る記載の追加

外部の者から不当な働きかけを受けた場合の記録制度を導入したことを踏まえ、「県民への誠実かつ公平・公正な対応」の関係規定に追加する。

（2）交通法規の遵守に係る記載の修正

関係規定（交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する指針）が改正され、飲酒運転に関与した職員には、原則として懲戒免職処分が科されることになったことを明確にするため、修正を行う。

（3）刑法の改正に伴う記載の修正

刑法の一部改正（令和7年6月1日施行）により、刑罰のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑が創設されたことから、関係規定の記載の修正を行う。

3 施行日（予定）

上記2（1）及び（2） 令和7年4月1日

上記2（3） 令和7年6月1日